

電子委任状の普及の促進に関する法律の
施行に伴う関係政省令案及び基本指針案等の概要

1 政令事項

電子委任状の普及の促進に関する法律第六条第一項の期間を定める政令案

- ・ 認定電子委任状取扱事業者の認定の有効期間を3年とする。

2 省令事項

電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則案

- ・ 特定電子委任状の要件となる措置、認定を受けている旨の表示を付する場所等、各種申請書の様式等について定める。

3 基本指針事項

電子委任状の普及を促進するための基本的な指針案

- ・ 電子委任状の普及の意義及び目標に関する事項、電子契約の当事者その他の関係者の電子委任状に関する理解を深めるための施策に関する基本的な事項、特定電子委任状の要件、認定電子委任状取扱事業者の認定基準、その他必要な事項を定める。

4 訓令事項

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令案

- ・ 電子委任状の普及の促進に関する法律の認定及び変更認定の審査に係る事項を定める。